



# 金 沢 市 公 報

号外第13号の8

平成28年(2016年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 教育委員会告示	
<b>●教育委員会規則</b>		○平成14年教育委員会告示第1号(教育行政に 関する相談に関する事務を行う職員の指定に ついて)の一部改正について (教育総務課)	20
○金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行 規則 (生涯学習課)	1	<b>●農業委員会規則</b>	
○金沢市教育委員会会議規則等の一部を改正す る規則 (教育総務課)	13	○金沢市農業委員会規則の一部を改正する規則 (農業委員会事務局)	20
○教育委員会事務の補助執行に関する規則の一 部を改正する規則 ( " )	14	<b>●公平委員会規則</b>	
○金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する 規則の一部を改正する規則 ( " )	15	○再就職者から依頼等を受けた場合の届出の手 続に関する規則 (公平委員会)	21
○金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務 規則の一部を改正する規則 ( " )	15	○勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分 の審査に関する規則の一部を改正する規則 ( " )	22
○金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正 する規則 ( " )	17	○職員からの苦情相談に関する規則の一部を改 正する規則 ( " )	24
○金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する 規則 ( " )	17	○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正 する規則 ( " )	25
○金沢市立学校職員の勤務成績の評定に関する 規則の一部を改正する規則 (学校職員課)	18	<b>●公平委員会規程</b>	
<b>●教育委員会訓令甲</b>		○勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分 に関する規程の一部改正について (公平委員会)	25
○金沢市教育機関等技能労務職員服務規程及び 金沢市キゴ山ふれあいの里及び金沢市キゴ山 少年自然の家当直規程の一部を改正する規程 (教育総務課)	19	<b>●固定資産評価審査委員会告示</b>	
○教育委員会事務局の職員の勤務時間に関す る規程の一部改正について ( " )	19	○金沢市固定資産評価審査委員会規程の一部改 正について (固定資産評価審査委員会)	27

## 教 育 委 員 会 規 則

金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

### ●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例(平成28年条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(青少年交流棟及び子ども交流棟の休館日)

第2条 金沢市キゴ山ふれあい研修センター(以下「ふれあい研修センター」という。)の青少年交流棟(以下「青少年交流棟」という。)及び子ども交流棟(以下「子ども交流棟」という。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日  
（天文学習棟の休館日及び開館時間等）

第3条 ふれあい研修センターの天文学習棟（以下「天文学習棟」という。）の休館日は、前条各号に掲げる日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

2 天文学習棟の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 条例第7条第2項に規定する団体以外の者の天文学習棟の利用に供する時間は、前項の開館時間のうち、午前9時から午後5時までとする。

4 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、第2項の開館時間又は前項の利用に供する時間を変更することができる。

（使用の承認申請）

第4条 条例第9条の規定により、青少年交流棟、こども交流棟若しくは天文学習棟の天体観察室、屋外観察デッキ若しくは宇宙科学工房（以下「青少年交流棟等」という。）の使用の承認を受けようとするもの又はふれあい研修センターの野外自然活用施設（以下「野外自然活用施設」という。）の全部若しくは一部を独占して使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、教育委員会に申請しなければならない。その申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

（使用申請書の受付期間）

第5条 使用申請書の受付期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 青少年交流棟 青少年交流棟を使用する日（以下この号において「使用日」という。）の1年前の日の属する月の初日から使用日の1か月前の日まで

(2) こども交流棟及び天文学習棟 こども交流棟及び天文学習棟を使用する日（以下この号において「使用日」という。）の6か月前の日の属する月の初日から使用日の1か月前の日まで

(3) 野外自然活用施設 野外自然活用施設の全部又は一部を独占して使用する日（以下この号において「使用日」という。）の6か月前の日の属する月の初日から使用日の1か月前の日まで

（使用承認書の交付）

第6条 教育委員会は、青少年交流棟等又は野外自然活用施設の使用を承認したときは、金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

（附属設備使用料）

第7条 附属設備使用料の額は、別表のとおりとする。

（観覧券の交付）

第8条 天文学習棟のプラネタリウムを観覧しようとする者は、観覧券（様式第3号）の交付を受けなければならない。ただし、条例第13条第2項に規定する者については、この限りでない。

（使用料等の減免）

第9条 条例第14条の規定に基づき使用料又は観覧料の減免を受けようとする者は、金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用料等減免申請書（様式第4号）により、市長に申請しなければならない。

（原状回復）

第10条 青少年交流棟等又は野外自然活用施設の使用の承認を受けたものは、その使用を終えたときは、直ちに設備を原状に復さなければならない。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 金沢市キゴ山天体観察センター条例施行規則（平成10年教育委員会規則第9号）

(2) 金沢市キゴ山少年自然の家条例施行規則（平成10年教育委員会規則第10号）

## 別表(第7条関係)

区 分	使 用 料	備 考
ピアノ	1台1日につき320円	調律料を含まない。
スキー	1組1日につき540円	
屋外炊事設備	一式1回につき1,080円	宿泊を伴わない場合に限る。
摘要 この表の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。		

様式第1号(第4条関係)

その1

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用申請書  
(青少年交流棟)

年 月 日

(宛先) 金沢市教育委員会

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名

金沢市キゴ山ふれあい研修センターを使用したいので、次のとおり申請します。

研修・行事の名称													
使用の目的(内容)													
宿泊の有無 有(青少年交流棟・こども交流棟)・無													
使用の期間 年 月 日(曜日) 時 分 から 年 月 日(曜日) 時 分 まで													
使用施設	使用日及び使用時間区分												
	月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			摘要
	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	
<input type="checkbox"/> 第1研修室													
<input type="checkbox"/> 第2研修室													
<input type="checkbox"/> 第3研修室													
<input type="checkbox"/> 第4研修室													
<input type="checkbox"/> 和室研修室													
<input type="checkbox"/> 視聴覚室													
<input type="checkbox"/> 研修集会室													
<input type="checkbox"/> 調理加工実習室													
<input type="checkbox"/> 工芸実習室													
<input type="checkbox"/> 体育館(全面)													
<input type="checkbox"/> 体育館(半面)													
附属設備	<input type="checkbox"/> ピアノ												
	<input type="checkbox"/> スキー												
	<input type="checkbox"/> 屋外炊事設備												
宿泊及び使用人数	宿 泊 人 数									使用人数			
	青 少 年			一 般			合 計						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
使用責任者 氏名 連絡先													
備考													
添付書類 1 研修(活動)計画表 2 使用者名簿													

備考 使用する施設の□の中にレ印を、使用時間帯区分に○印を記入してください。

その2

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用申請書  
(こども交流棟)

年 月 日

(宛先) 金沢市教育委員会

申請者 所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

金沢市キゴ山ふれあい研修センターを使用したいので、次のとおり申請します。

研修・行事の名称													
使用の目的(内容)													
宿泊の有無	有(青少年交流棟・こども交流棟)・無												
使用の期間	年 月 日(曜日) 時 分 から 年 月 日(曜日) 時 分 まで												
使用施設	使用日及び使用時間区分												
	月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			摘要
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
附属設備	<input type="checkbox"/> スキー <input type="checkbox"/> 屋外炊事設備												
宿泊及び使用人数	宿 泊 人 数									使用人数			
	青 少 年			一 般			合 計						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
使用責任者	氏名						連絡先						
備考													
添付書類	1 研修(活動)計画表 2 使用者名簿												

備考 使用する施設の□の中にレ印を、使用時間帯区分に○印を記入してください。

その3

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用申請書  
(天文学習棟)

年 月 日

(宛先) 金沢市教育委員会

申請者 所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

金沢市キゴ山ふれあい研修センターを使用したいので、次のとおり申請します。

研修・行事の名称													
使用の目的(内容)													
宿泊の有無	有(青少年交流棟・こども交流棟)・無												
使用の期間	年 月 日(曜日) 時 分 から 年 月 日(曜日) 時 分 まで												
使用施設	使用日及び使用時間区分												
	月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			摘要
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	
<input type="checkbox"/> 天体観察室													
<input type="checkbox"/> 屋外観察デッキ													
<input type="checkbox"/> 宇宙科学工房													
使用人数	男				女				計				
使用責任者	氏名						連絡先						
備考													
添付書類	1 研修(活動)計画表 2 使用者名簿												

備考 使用する施設の□の中にレ印を、使用時間帯区分に○印を記入してください。

その4

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用申請書  
(野外自然活用施設)

年 月 日

(宛先) 金沢市教育委員会

申請者 所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

金沢市キゴ山ふれあい研修センターを使用したいので、次のとおり申請します。

研修・行事の名称													
使用の目的(内容)													
宿泊の有無	有(青少年交流棟・こども交流棟)・無												
使用の期間	年 月 日(曜日) 時 分 から 年 月 日(曜日) 時 分 まで												
使 用 施 設	使 用 日 及 び 使 用 時 間 区 分												摘 要
	月 日 ( 曜日)			月 日 ( 曜日)			月 日 ( 曜日)			月 日 ( 曜日)			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	
<input type="checkbox"/> ビジターハウス													
<input type="checkbox"/> わんぱく広場													
<input type="checkbox"/> 緑地広場													
<input type="checkbox"/> どんぐり広場													
<input type="checkbox"/> 日本海広場													
<input type="checkbox"/> 戸室マレットゴルフ場													
<input type="checkbox"/> クロスカントリーランニング・スキー場													
<input type="checkbox"/> 休憩所													
<input type="checkbox"/> (その他名称)													
使 用 人 数	男						女						計
使 用 責 任 者	氏名							連絡先					
備 考													

備考 使用する施設の□の中にもレ印を、使用時間帯区分に○印を記入してください。

様式第2号(第6条関係)

その1

収 第 号  
年 月 日

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用承認書  
(青少年交流棟)

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

様

金沢市教育委員会

印

年 月 日付で申請のあった金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用については、次のとおり承認します。

研修・行事の名称													
使用の目的(内容)													
宿泊の有無 有(青少年交流棟・こども交流棟)・無													
使用の期間 年 月 日(曜日) 時 分 から 年 月 日(曜日) 時 分 まで													
使用施設	使用日及び使用時間区分												
	月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			摘要
	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	
<input type="checkbox"/> 第1研修室													
<input type="checkbox"/> 第2研修室													
<input type="checkbox"/> 第3研修室													
<input type="checkbox"/> 第4研修室													
<input type="checkbox"/> 和室研修室													
<input type="checkbox"/> 視聴覚室													
<input type="checkbox"/> 研修集会室													
<input type="checkbox"/> 調理加工実習室													
<input type="checkbox"/> 工芸実習室													
<input type="checkbox"/> 体育館(全面)													
<input type="checkbox"/> 体育館(半面)													
附属設備	<input type="checkbox"/> ピアノ												
	<input type="checkbox"/> スキー												
	<input type="checkbox"/> 屋外炊事設備												
宿泊及び使用人数	宿 泊 人 数									使用人数			
	青 少 年			一 般			合 計						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
使用責任者	氏名							連絡先					
条 件													
備 考													



その2

収 第 号  
年 月 日

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用承認書  
(こども交流棟)

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

様

金沢市教育委員会

印

年 月 日付けで申請のあった金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用については、次のとおり承認します。

研修・行事の名称												
使用の目的(内容)												
宿泊の有無	有(青少年交流棟・こども交流棟)・無											
使用の期間	年 月 日(曜日) 時 分 から 年 月 日(曜日) 時 分 まで											
使用施設	使用日及び使用時間区分											摘要
	月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)		
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)
<input type="checkbox"/> プレールーム												
<input type="checkbox"/> 多目的室												
<input type="checkbox"/> 研修室												
附属設備	<input type="checkbox"/> スキー											
	<input type="checkbox"/> 屋外炊事設備											
宿泊及び使用人数	宿 泊 人 数									使用人数		
	青 少 年			一 般			合 計					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
使用責任者	氏名						連絡先					
条 件												
備 考												

その3

収 第 号  
年 月 日

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用承認書  
(天文学習棟)

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

様

金沢市教育委員会

印

年 月 日付けで申請のあった金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用については、次のとおり承認します。

研修・行事の名称													
使用の目的(内容)													
宿泊の有無	有(青少年交流棟・こども交流棟)・無												
使用の期間	年 月 日(曜日) 時 分 から 年 月 日(曜日) 時 分 まで												
使用施設	使用日及び使用時間区分												
	月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			摘要
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	
<input type="checkbox"/> 天体観察室													
<input type="checkbox"/> 屋外観察デッキ													
<input type="checkbox"/> 宇宙科学工房													
使用人数	男				女				計				
使用責任者	氏名						連絡先						
条 件													
備 考													

その4

収 第 号  
年 月 日

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用承認書  
(野外自然活用施設)

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

様

金沢市教育委員会

印

年 月 日付けで申請のあった金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用については、次のとおり承認します。

研修・行事の名称													
使用の目的(内容)													
宿泊の有無	有(青少年交流棟・こども交流棟)・無												
使用の期間	年 月 日(曜日) 時 分 から 年 月 日(曜日) 時 分 まで												
使用施設	使用日及び使用時間区分												
	月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			摘要
午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)		
<input type="checkbox"/> ビジターハウス													
<input type="checkbox"/> わんぱく広場													
<input type="checkbox"/> 緑地広場													
<input type="checkbox"/> どんぐり広場													
<input type="checkbox"/> 日本海広場													
<input type="checkbox"/> 戸室マレットゴルフ場													
<input type="checkbox"/> クロスカントリーランニング・スキー場													
<input type="checkbox"/> 休憩所													
<input type="checkbox"/> (その他名称)													
使用人数	男				女				計				
使用責任者	氏名							連絡先					
条 件													
備 考													

様式第3号(第8条関係)

No. \_\_\_\_\_

プ ラ ネ タ リ ウ ム 観 覧 券

(種別)

年 月 日

(投映時間)

時 分 ~ 時 分

\_\_\_\_\_ 円

金沢市キゴ山ふれあい研修センター

備考 種別は、一般及び中学生以下とする。

様式第4号(第9条関係)

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用料等減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

⑩

〔申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。〕

金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用料  
観覧料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

研 修 ・ 行 事 の 名 称		
使用又は観覧 の目的(内容)		
使用又は観覧 の 期 間		
使 用 施 設	年 月 日 ( 曜日) 時 分から 年 月 日 ( 曜日) 時 分まで	
使用料又は 観覧料の額	使 用 料	円
	観 覧 料	円
減 免 申 請 額	使 用 料	円
	観 覧 料	円
申 請 の 理 由		

備考 申請者の所在地、団体名及び代表者氏名の欄には、個人にあっては、住所及び氏名を記入してください。

金沢市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

(金沢市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会会議規則(昭和27年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第2条第1項中「招集」を「、招集」に改め、同条第2項中「招集」を「、招集」に、「届出でなければ」を「届け出なければ」に改める。

第3条中「毎月」を「、毎月」に改める。

第4条中「臨時会は」を「臨時会は、」に、「又は」を「又は」に、「請求」を「請求」に、「招集する」を「これを招集する」に改める。

第6条中「宣告する」を「、宣告する」に改める。

第9条中「及び教育長」を削る。

第10条中「附議する」を「付議する」に改める。

第11条中「、必要」を「必要がある」に、「又は委員」を「、又は委員」に、「討議」を「、討議」に改める。

第12条第2項中「会議」を「、会議」に改める。

第13条第1項中「えて」を「得て」に改め、同条第2項中「先に」を「、先に」に改める。

第15条第1項中「さきだって」を「先立って」に改め、同条第2項中「動議の」を「動議が」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第16条中「すべて」を「、全て」に改める。

第17条中「において」を「は」に改める。

第19条第1項中「確めて」を「確かめて」に改め、同条第2項中「会議」を「、会議」に改める。

第20条中「委員」を「教育長及び委員」に改める。

第22条中「事務局職員中より教育長の推薦する者」を「事務局職員」に改める。

第23条第2号中「出席委員」を「出席した教育長及び委員」に改め、同条第3号中「委員」を「教育長、委員」に、「もの」を「者」に改め、同条第9号中「必要」を「必要がある」に改める。

第24条中「教育長を通じて」を削る。

第26条中「とき」を「ときは」に、「委員会」を「、委員会」に改める。

第27条第2項中「その」を「、その」に改め、「教育長を通じて」を削る。

第6章の章名を次のように改める。

#### 第6章 規律

第28条第1項中「これを」を「、これを」に、「又は発言」を「、又は発言」に改め、同条第2項中「又は」を「、又は」に改める。

第29条中「事項は」を「事項は、」に、「必要」を「、必要」に、「会議」を「、会議」に改める。

(金沢市教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会傍聴人規則(昭和27年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「当たる」を「該当する」に、「傍聴を許されない」を「、傍聴することができない」に改め、同条第1号中「兇器」を「凶器」に改め、同条第2号中「めいていしている」を「めいていしている」に改め、同条第3号中「又は」を「、又は」に改め、同条第4号中「委員長において」を「教育長が」に、「不適當」を「不適當である」に改める。

第3条中「如何なる」を「いかなる」に改める。

第4条中「時宜」を「、時宜」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第5条各号中「こと」を「こと。」に改める。

第6条中「委員長」を「教育長」に改める。

第7条中「委員長」を「、教育長」に改める。

(金沢市教育委員会公告式規則の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会公告式規則(昭和29年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の」を削り、「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第2項中「委員長が署名、押印する」を「教育長が署名押印をする」に改める。

第4条中「第2条及び第3条」を「前2条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

#### ●金沢市教育委員会規則第3号

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務の補助執行に関する規則(平成13年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「都市政策局長」を「文化スポーツ局長」に改め、同条第1項中「金沢市都市政策局長（以下「都市政策局長」を「金沢市文化スポーツ局長（以下「文化スポーツ局長」に改め、同条第2項及び第3項中「都市政策局長」を「文化スポーツ局長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第4号

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の」を削り、「。以下「地教行法」という。）第26条第1項」を「）第25条第1項」に改める。

第2条第1項第8号中「以下」を「次号及び次条第1項第1号において」に改め、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同項第15号中「以下」を「第4条第1項において」に改め、同号を同項第14号とし、同項第16号を同項第15号とし、同項第17号中「地教行法第27条」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」に改め、同号を同項第16号とし、同項に次の1号を加える。

(17) 教育委員会が行った処分等に対する審査請求に係る教育委員会の裁決に関すること。

第3条第1項第8号中「前条第16号」を「前条第15号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「中学校指導係」を「中学校指導係 学力向上対策係」に、

「	市民交流施設整備室 中央公民館 キゴ山ふれあいの里 キゴ山少年自然の家 キゴ山天体観察センター	」	を
「	家庭教育振興室 市民交流施設整備室 中央公民館 キゴ山ふれあい研修センター	」	に

改める。

第5条の表中「指導助言に関する事項（）」の次に「学力向上対策係及び」を、「(学齢簿の管理に関する事項)の次に「並びに学力向上対策係」を加え、

「	キ 学校の保健計画に関する事項	」	を
---	-----------------	---	---

	キ 学校の保健計画に関する事項	に
学力向上対策係	1 小学校及び中学校における学力向上に関する事項	

改める。

第6条の表中

	3 家庭教育の推進に関する事項 4 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項 5 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項 6 地区公民館に関する事項 7 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。） 8 市民憲章に関する事項	を
--	---	---

	3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項 4 地区公民館に関する事項 5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。） 6 市民憲章に関する事項	に、
--	--	----

市民交流施設整備室	1 小学校跡地等における市民の生涯学習活動等に資する交流拠点施設の整備に関する事項	を
-----------	---	---

家庭教育振興室	1 家庭教育の振興に関する事項 2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項	に、
市民交流施設整備室	1 小学校跡地等における市民の生涯学習活動等に資する交流拠点施設の整備に関する事項	

キゴ山ふれあいの里	1 青年の研修等の開催に関する事項 2 市民の農林漁業についての体験活動に関する事項 3 キゴ山ふれあいの里の管理運営に関する事項	を
キゴ山少年自然の家	1 自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 少年団体の指導者の研修に関する事項 3 キゴ山少年自然の家の管理運営に関する事項	
キゴ山天体観察センター	1 学校教育の理・科学学習の推進に関する事項 2 天体観察会、宇宙に関する学習会等の開催に関する事項 3 キゴ山天体観察センターの管理運営に関する事項	

キゴ山ふれあい研修センター	1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関する事項 3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項 4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項 5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項 6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項	に
---------------	--	---

改める。

附 則



この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「職務」の次に「(金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則(平成12年教育委員会規則第4号)第3条第1項各号に掲げる事項に関する事務及び同規則第4条第1項の規定により委任された事務に係るものに限る。)」を加える。

第5条第2項中「若しくは欠けたとき、」を「又は」に改め、「、又は教育長が欠け、かつ、教育次長が不在のとき」を削る。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「キゴ山ふれあいの里館長、キゴ山少年自然の家館長、キゴ山天体観察センター館長」を「キゴ山ふれあい研修センター所長」に改める。

別表第2中

12	文書の収発記号の決定			○			を
13	小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○			
14	児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○			
15	児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			○			

12	地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認(離職した日に学校職員等であった者に係るものを除く。)			○			に、
13	文書の収発記号の決定			○			
14	小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○			
15	児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○			
16	児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			○			

14	学校職員等の健康診断に関すること。			○			を
----	-------------------	--	--	---	--	--	---

14	学校職員等の健康診断に関すること。			○			に、
15	地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認(離職した日に学校職員等であった者に係るものに限る。)			○			

5	キゴ山ふれあいの里の使用承認等				○		を
6	キゴ山少年自然の家の使用承認等				○		
7	キゴ山天体観察センターの使用承認等				○		

5	キゴ山ふれあい研修センターの使用承認等				○		に
---	---------------------	--	--	--	---	--	---

改め、同表の備考第2項中「、キゴ山ふれあいの里館長、キゴ山少年自然の家館長、キゴ山天体観察センター館長」を「及びキゴ山ふれあい研修センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

●金沢市教育委員会規則第7号

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印

第2条第1項中第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号を第15号とし、第18号及び第19号を削る。

別表金沢市教育委員会委員長印の項及び金沢市教育委員会委員長職務代理印の項を削り、同表金沢市中央公民館長印の項の次に次のように加える。

金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印	方20	てん書	所長名をもってする文書	キゴ山ふれあい研修センター所長	1	<table border="1"> <tr> <td>所</td> <td>研</td> <td>山</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>修</td> <td>ふ</td> <td>沢</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>セ</td> <td>れ</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ン</td> <td>あ</td> <td>キ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タ</td> <td>い</td> <td>ゴ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ー</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所	研	山	金	長	修	ふ	沢	印	セ	れ	市		ン	あ	キ		タ	い	ゴ		ー		
所	研	山	金																											
長	修	ふ	沢																											
印	セ	れ	市																											
	ン	あ	キ																											
	タ	い	ゴ																											
	ー																													

別表金沢市キゴ山少年自然の家館長印の項、金沢市キゴ山ふれあいの里館長印の項及び金沢市キゴ山天体観察センター館長印の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

●金沢市教育委員会規則第8号

金沢市立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

金沢市立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「勤務成績の評定」を「人事評価の実施」に改める。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第40条第1項」を「第23条の2第2項」に、「金沢市立学校職員のうち」を「、金沢市立学校職員のうち、」に、「勤務成績の評定（以下「勤務評定」という。）」を「人事評価の実施」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条の見出し中「勤務評定実施」を「人事評価の実施」に改め、同条中「勤務評定」を「人事評価」に、「臨時的職員、単純労務者及び」を「臨時的に採用された職員、単純な労務に雇用される者」に、「すべて」を「全て」に改める。

第3条の見出し中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条第1項中「勤務評定」を「人事評価」に、「定期評定及び条件評定」を「定期評価及び条件評価」に改め、同条第2項中「定期評定」を「定期評価」に、「1回」を「2回」に改め、同条第3項中「条件評定」を「条件評価」に、「条件付採用期間」を「条件付採用の期間」に、「5月」を「4か月又は10か月」に改める。

第4条中「評定を」を「評価を」に、「定期評定又は条件評定」を「定期評価又は条件評価」に改める。

第5条の見出し中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条中「評定に」を「評価に」に、「勤務評定」を「人事評価」に、「評定の」を「評価の」に改める。

第6条の見出し中「評定者」を「評価者」に改め、同条第1項中「勤務評定」を「人事評価」に、「「評定者」を「評価者」に、「評定の」を「評価の」に改め、同項の表を次のように改める。

被 評 価 者	一 次 評 価 者	二 次 評 価 者	調 整 者
校長	学校職員課長		教育長
副校長及び教頭	校長	学校職員課長	教育長

校長、副校長及び教頭以外の職員	副校長又は教頭	校長	教育長
-----------------	---------	----	-----

第6条第2項中「評定者」を「評価者」に、「勤務評定書」を「人事評価書」に、「評定又は」を「評価又は」に改める。

第7条の見出し中「勤務評定書」を「人事評価書」に改め、同条中「勤務評定書」を「人事評価書」に、「当該評定書」を「当該人事評価書の」に、「評価書が」を「人事評価書が」に改める。

第8条(見出しを含む。)及び第9条(見出しを含む。)中「勤務評定書」を「人事評価書」に改める。

第10条中「勤務評定」を「人事評価」に、「ついで」を「関し」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 教育委員会訓令甲

### ●金沢市教育委員会訓令甲第1号

教 育 委 員 会

金沢市教育機関等技能労務職員服務規程及び金沢市キゴ山ふれあいの里及び金沢市キゴ山少年自然の家当直規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

金沢市教育機関等技能労務職員服務規程及び金沢市キゴ山ふれあいの里及び金沢市キゴ山少年自然の家当直規程の一部を改正する規程

(金沢市教育機関等技能労務職員服務規程の一部改正)

第1条 金沢市教育機関等技能労務職員服務規程(昭和48年教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、キゴ山ふれあいの里、キゴ山少年自然の家及びキゴ山天体観察センター」を「及びキゴ山ふれあい研修センター」に改める。

(金沢市キゴ山ふれあいの里及び金沢市キゴ山少年自然の家当直規程の一部改正)

第2条 金沢市キゴ山ふれあいの里及び金沢市キゴ山少年自然の家当直規程(昭和63年教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市キゴ山ふれあい研修センター当直規程

第1条中「金沢市キゴ山ふれあいの里(以下「ふれあいの里」という。)及び金沢市キゴ山少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)」を「金沢市キゴ山ふれあい研修センター」に改める。

第3条中「ふれあいの里及び少年自然の家」を「金沢市キゴ山ふれあい研修センター」に、「それぞれ2人又は1人」を「3人以内の職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

### ●金沢市教育委員会訓令甲第2号

教 育 委 員 会

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程(昭和48年教育委員会訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

別表中「、キゴ山ふれあいの里、キゴ山少年自然の家又はキゴ山天体観察センター」を「又はキゴ山ふれあい研修センター」に、「及び中学校」を「又は中学校」に改め、「中学校に勤務する職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。)」を加え、同表市立小学校及び中学校に勤務する職員の項の次に次のように加える。

市立小学校又は中学校に勤務する職員（不特定の学校において、施設設備の点検、修繕等の業務を行う職員に限る。）	日勤	1週間当たり38時間45分勤務とし、その割り振り及び時限は、学校職員課長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、学校職員課長が定める。	勤務時間6時間を超え7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上のときは1時間とし、その時限は、学校職員課長が定める。
---	----	---	--------------------------------	---

別表の備考中「うえ」を「上」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 告 示

### ●金沢市教育委員会告示第6号

平成14年教育委員会告示第1号（教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定について）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から効力を有するものとします。

平成28年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

「第19条第8項」を「第18条第8項」に、「総務企画」を「企画庶務」に改める。

## 農 業 委 員 会 規 則

金沢市農業委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市農業委員会会長 朝 倉 忍

### ●金沢市農業委員会規則第1号

金沢市農業委員会規則の一部を改正する規則

金沢市農業委員会規則（昭和36年農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（所掌事務）

第5条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等（農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この号において同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）によりその権限に属させられた事項

- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項

- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令によりその権限に属させられた事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、次に掲げる事項に関する事務を行う。

- (1) 農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。）に関する事項

- (2) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項

- (3) 農業一般に関する調査及び情報の提供

第8条中「法」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正前の法」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 公平委員会規則

再就職者から依頼等を受けた場合の届出の手続に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

### ●金沢市公平委員会規則第1号

再就職者から依頼等を受けた場合の届出の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下この条及び次条において「法」という。)第38条の2第7項の規定に基づき、同条第1項に規定する再就職者(次条及び第3条において「再就職者」という。)から法第38条の2第7項に規定する要求又は依頼(次条及び第3条において「依頼等」という。)を受けた場合の届出の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再就職者から依頼等を受けた場合の届出の手続)

第2条 法第38条の2第7項の規定による届出は、依頼等を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した再就職者から依頼等を受けた場合の届出書(別記様式)を金沢市公平委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等(法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下この号において同じ。)の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、再就職者から依頼等を受けた場合の届出の手続に関し必要な事項は、金沢市公平委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

（宛先）金沢市公平委員会

再就職者から要求又は依頼を受けたので、地方公務員法第38条の2第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出者	ふりがな	
	氏名	㊟
	生年月日	年 月 日
	所属・職	
要求又は依頼をした再就職者	ふりがな	
	氏名	
	離職時の所属・職	
	勤務する営利企業等の名称	
	営利企業等における地位	
要求又は依頼が行われた日時		年 月 日 時
要求又は依頼の内容		

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

●金沢市公平委員会規則第2号

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査に関する規則（昭和27年公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「並びに」の次に「法」を加え、「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削り、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第2条を次のように改める。

（用語の意義）

第2条 この規則において「請求者」とは、処分を受けてその処分について審査請求をする者をいう。

2 この規則において「処分者」とは、処分を行った者をいう。ただし、処分者が当該処分を行った後において、その職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。

3 この規則において「当事者」とは、請求者及び処分者をいう。

第3条第2項中「円滑迅速な」を「円滑かつ迅速な」に、「公平な」を「公正な」に改める。

第3条の2第1項及び第3条の3第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4条第2項第1号中「措置要求」を「措置の要求」に改める。

「第3節 不服申立てに関する審査」を「第3節 審査請求に関する審査」に改める。

第11条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書

(以下「不服申立書」という。)を削り、「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、「の各号」を削り、「不服申立人」を「請求者」に改め、同項第1号及び第2号中「処分を受けた者」を「請求者」に改め、同項第7号中「、非公開」を「非公開」に改め、同項第8号中「処分説明書(以下)」を「処分の事由を記載した説明書(以下この号及び次項において)に、「ただし、」を「(」に、「経緯」を「経緯)」に改め、同項第9号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第4項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「請求者」に、「つど」を「都度」に改める。

第12条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に、「及び」を「又は」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「公平委員会は、審査請求書」に改め、「、公平委員会は」を削り、「不服申立人」を「請求者」に、「審査の請求」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「前項」を「公平委員会は、前項」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、「公平委員会は」を削り、「不服申立人」を「請求者」に、「職権」を「、職権」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「公平委員会は、請求者」に、「公平委員会は不服申立書」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「請求者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(審理の計画的進行)

第12条の2 当事者及び代理人並びに公平委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第13条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「必要」を「、必要」に改め、同条第2項中「その」を「、その」に改める。

第13条の2第1項中「不服申立人」を「請求者(以下この条において「併合に係る請求者」という。))」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「併合に係る請求者」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「併合に係る請求者」に改め、同項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「併合に係る請求者」に改める。

第14条第1項中「不服申立人」を「請求者」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「請求者」に、「必要」を「、必要」に改め、同条第3項中「、送付しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第8項中「の各号」を削り、同条第10項中「かえて」を「代えて」に改め、「の各号」を削り、同条第12項中「を求める」を「の提出を求める」に改め、「の各号」を削る。

第16条第1項中「つど」を「都度」に、「当事者に」を「指定し、かつ、当事者にこれらを」に改め、同条第3項中「決定」を「規定」に改め、同条第4項中「相互の」を「証人相互の」に改め、同条第5項中「、その指揮に従わない者の発言を禁止し」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限し」に、「若しくは、」を「若しくは」に、「、口頭審理における」を「口頭審理における」に、「とる」を「執る」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「先き立って」を「先立って」に、「とし」を「をし」に、「必要な」を「、必要な」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 公平委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を執ることができる。この場合において、公平委員会は、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第16条の3の次に次の1条を加える。

(審理の終了)

第16条の4 公平委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、公平委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

(1) 請求者から第14条第2項又は第16条第2項に規定する反論書がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、公平委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

(2) 請求者及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 公平委員会は、前2項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第17条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「請求者」に改め、「又

は決定（以下「判定」という。）を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に、「初め」を「初め」に改め、同条に次の1項を加える。

4 公平委員会は、受理した審査請求が取り下げられたときは、処分者にその旨を通知するものとする。

第18条中「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第19条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第1項中「判定を」を「裁決を」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）」を削り、同条第2項中「判定書」を「裁決書」に改め、「の各号」を削り、「委員各員」を「委員各員」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 裁決

第19条第2項第4号を次のように改める。

(4) 裁決の日付

第19条第3項中「判定書」を「裁決書」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、公平委員会は、当事者に裁決に対する審査（以下「再審」という。）の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

第20条中「おいて」を「おいては」に、「不服申立人」を「請求者」に改める。

第21条第1項第1号中「判定」を「裁決」に改め、同項第2号中「重大な」を「重大な」に改め、同項第3号及び同条第2項中「判定」を「裁決」に改め、同条第4項中「の各号」を削り、「記載し再審」を「記載し、再審」に改め、同項第2号中「判定」を「裁決」に改める。

第22条の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条第1項中「再審の請求の期限」を「再審の請求の期限」に改め、同条第2項中「棄却すべきもの」を「却下すべきもの」に改める。

第24条中「及び第17条」を「、第16条の4、第17条及び第18条」に改める。

第25条第1項中「判定」を「裁決」に、「確認し」を「これを確認し」に改め、同条第2項中「第19条及び」を「第19条第1項、第2項及び第3項前段並びに」に改める。

第26条の見出し中「及び再審」を削り、同条第1項中「及び再審の」を「(再審の場合における審査を含む。)に要した」に改め、「の各号」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 公平委員会が職権で喚問した証人の旅費

第26条第1項第2号中「証拠調べ」を「証拠調べ」に改め、同条第2項中「宿泊料、旅費及び日当は」を「旅費は、」に、「規程」を「規定」に改め、同条の次に次の節名を付する。

#### 第4節 雑則

第27条の見出しを削り、「ほか」の次に「、勤務条件に関する措置の要求の審査の手続」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「執るべき措置」を「執るべき措置等」に、「定める」を「別に定める」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 職員に対する懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた職員に対する懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分に係るものについては、なお従前の例による。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

### ●金沢市公平委員会規則第3号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年公平委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「第51条第5項の規定により適用される行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第22条第1項」を「第51条第1項若しくは第2項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

#### ●金沢市公平委員会規則第4号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「、事務局次長」を削り、同表教育委員会の事務部局の項中「教育長、」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 公 平 委 員 会 規 程

#### ●金沢市公平委員会規程第1号

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する規程（昭和49年公平委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第5条の見出しを「(審査請求書等)」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条の見出し中「及び」を「又は」に改める。

第19条の見出しを「(審査請求取下書)」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第20条の見出しを「(裁決書)」に改め、同条中「判定書」を「裁決書」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「不服申立て(年月日付け)事案」を「審査請求(年月日付け)事案」に、「(電話局番)」を「(電話番号)」に改める。

様式第4号中「不服申立書」を「審査請求書」に、「あて先」を「宛先」に、「申立人氏名」を「請求者氏名」に、「処分を受けた者」を「請求者」に改め、「(昭和25年法律第261号)」を削り、「ただし、」を「(」に、「経緯」を「経緯)」に改め、「不服申立て」を「審査請求」に、「写」を「写し」に改める。

様式第5号中「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に、「あて先」を「宛先」に、「申立人氏名」を「請求者氏名」に、「不服申立書の」を「審査請求書の」に、「不服申立(年月日付け)事案」を「審査請求(年月日付け)事案」に改める。

様式第6号中「公委」を「公平」に、「不服申立人名」を「請求者氏名」に、「㊦」を「㊧」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立て(年月日付け)事案」を「審査請求(年月日付け)事案」に改める。

様式第7号中「公委」を「公平」に、「不服申立人名」を「請求者氏名」に、「㊦」を「㊧」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に、「不服申立てを」を「審査請求を」に、「不服申立て(年月日付け)事案」を「審査請求(年月日付け)事案」に改める。

様式第8号中「公委」を「公平」に、「㊦」を「㊧」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人氏名」を「請求者氏名」に改める。

様式第9号中「公委」を「公平」に、「不服申立人名」を「請求者氏名」に、「㊦」を「㊧」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に、「不服申立てを」を「審査請求を」に、「不服申立て(年月日付け)事案」を「審査請求(年月日付け)事案」に改める。

様式第10号中「審査の併合申立書」を「審査の併合申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「金沢市公平委員会委員長」を「金沢市公平委員会」に、「申立人氏名」を「申請者氏名」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「申立理由」を「申請理由」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「公委」を「公平」に、「(不服申立人名) 様」を「(請求者氏名) 様」に、「㊦」を「㊧」に、「不服申立て受理年月日」を「審査請求受理年月日」に、「(処分者名) 」

「不服申立人名」を「請求者氏名」に改める。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に、「不服申立人氏名」を「請求者氏名」に、「不服申立受理年月日」を「審査請求受理年月日」に、「不服申立て（年 月 日付け）事案」を「審査請求（年 月 日付け）事案」に、「（電話 局 番）」を「（電話番号）」に改める。

様式第14号中「あて先」を「宛先」に、「不服申立人氏名」を「請求者氏名」に、「不服申立て（年 月 日付け）事案」を「審査請求（年 月 日付け）事案」に改める。

様式第15号中「あて先」を「宛先」に、「不服申立て（年 月 日付け）事案」を「審査請求（年 月 日付け）事案」に改める。

様式第16号中「あて先」を「宛先」に、「不服申立て（年 月 日付け）事案」を「審査請求（年 月 日付け）事案」に、「（電話 局 番）」を「（電話番号）」に改める。

「氏名」「住所」  
「住所」を職業  
「職業」に、「㊟」を  
氏名 様

「㊟」に、「（昭和25年法律第261号）第8条第5項」を「第8条第6項」に、「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て（年 月 日付け）事案」を「審査請求（年 月 日付け）事案」に改める。

様式第19号中「公委」を「公平」に、「職（所属）」を「職業」に、「㊟」を「㊟」に、「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て（年 月 日付け）事案」を「審査請求（年 月 日付け）事案」に、「年 月 日まで」を「年 月 日時まで」に、「とおり。」を「とおりに」に、「うえ」を「上」に改め、「（昭和25年法律第261号）」を削る。

様式第20号中「あて先」を「宛先」に、「不服申立て（年 月 日付け）事案」を「審査請求（年 月 日付け）事案」に改める。

「氏名」「住所」  
「住所」を職業  
「職業」に、「㊟」を  
氏名 様

「㊟」に、「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て（年 月 日付け）事案」を「審査請求（年 月 日付け）事案」に、「年 月 日まで」を「年 月 日時まで」に改め、「（昭和25年法律第261号）」を削る。

様式第22号中「不服申立て（年 月 日付け）事案」を「審査請求（年 月 日付け）事案」に、「不服申立人側」を「請求者側」に改め、「(3) 速記者」を削り、「第 回審理速記録」を「第 回審理記録」に改める。

「(処分者名) 様」「(請求者氏名) 様」  
様式第23号中「公委」を「公平」に、「(不服申立人名)」を「(処分者名)」に、「㊟」を

「㊟」に、「不服申立て（年 月 日付け）事案」を「審査請求（年 月 日付け）事案」に改める。

様式第24号中「不服申立て取下書」を「審査請求取下書」に、「あて先」を「宛先」に、「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て（年 月 日付け）事案」を「審査請求（年 月 日付け）事案」に改める。

様式第25号中「(決定書)」を削り、「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「裁決(決定) します」を「裁決します」に改める。

様式第26号中「公委」を「公平」に、「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て（年 月 日付け）」を「審査請求（年 月 日付け）事案」に改め、「(又は決定書)」を削る。

様式第27号中「再審査請求書」を「再審請求書」に、「あて先」を「宛先」に、「不服申立て（年 月 日付け）事案」を「審査請求（年 月 日付け）事案」に改め、「(決定)」及び「(決定書)」を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 職員に対する懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた職員に対する懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分に係るものについては、なお従前の例による。

## 固定資産評価審査委員会告示

### ●金沢市固定資産評価審査委員会告示第1号

金沢市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市固定資産評価審査委員会委員長 坂 井 美 紀 夫

第5条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項第2号中「物件の表示等」を「処分の内容」に改め、同条第3項中「、又は代理人の」を「又は代理人の」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第9条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第9条の次に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第14条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

#### 附 則

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条第2項、第3項及び第6項、第9条第2項、第3項及び第5項並びに第14条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には、当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例による。

平成28年(2016年)3月31日 印刷  
平成28年(2016年)3月31日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄